学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第94号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第1条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改 正 後				改 正 前																	
		第4条 第5条 第6: 物理郵服	条第	第8条	、第	1条関係)							(第3条 § 頃ご系る事	第4条 第5条 第6	条章	第8条	、第	1条関係)				
150 July 1	事	項		3	事務	処理権	限の	区分	}			139	事	項		3	事務	処理権	限の	区分	}	
所						~ 4 161				-	所				学初处 注准							
属 名 種		内 容	知事		『決	権者	3	纸形	接機	地方機関の 長 の 名 称		属 名 種	種 類	内 容	知事		決権者		委田規格		翻審	地方機関の 長の名称
				部長	課長	地方機関	部長	譕	地方機関							部長	課長		部長	譕	地方機関	
						の長			の長									の長			の長	
略												略										
	対数質 (昭102	略									青少		学校教育 法(昭和22	略								
年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年		4 同送第30条第1 項の規定による私立の専修学校の設置及び廃止並びに設置者の変更及び目的の変更の認可									少年・文教課			4 同志第2条の8 第1項の規定による私立の専修学校 の設置及び廃止対 びに設置者の変更 及び目的の変更の	č							
係る	事務に 3ものを く。)	5 同芸第31条の規 定による私立の専 修学校の名称 位 置又は学則の変更											所 学事務 こ 係るものを 除く。)	認可 5 同法第22条の9 の規定による私立 の専修学校の名 称、位置又は学乳								
		等の届出の受理 6 同様第33条第1 項において準用する同志第10条の規定による私立の専修学校の校長を決定した旨の届出の受理												の変更等の届出の 受理 6 同志 <u>第22条の12</u> 第11項において。 用する同志第106 の規定による私立 の専修学校の校長 を決定した旨の届出の受理	Value of the last							
		7 同去第133条第1 項において準用する同去第13条の規定による私立の専 修学校の閉鎖の命令												7 同去 <u>第2条の1</u> 第1項において準 用する同去第13条 の規定による私立 の専修学校の閉鎖 の命令								
		8 同式第134条第2 項において準用する同式第4条第1 項の規定による私立の各種学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可												8 同志 <u>第33条第2</u> 項において準用する同志第4条第1 項の規定による私立の各種学校の創 置及び廃止、設置者の変更等の認可	Ž.							
		9 同法第134条第2 項において準用す る同法第10条の規												9 同去第83条第2 項において準用する同去第10条の規								

定による私立の各 種学校の校長を決 定した旨の届出の 受理	定による私立の各 種学校の校長を決 定した旨の届出の 受理
10 同技術34条第2 1項において準用す る同技第3条の規 定による私立の各 種学校の閉鎖の命 令	10 同去第3条第2 <u>項</u> において準用す る同去第13条の規 定による私立の各 種学校の掲鎖の命 令
11 同志第36条の規 定による私立の専 修学校設置又は各 種学校設置の認可 申請の動法及り教 育の例上命令	11 同去第4条の規 定による私立の専 修学校選置又は各 種学校選通の認可 申請の進店及び教 育の停止命令
略	略略

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第3条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和53年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。 改正後

改正前

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条の2 略

2 院長は、指定保育士養成施設以外の学校等(大 2 院長は、指定保育士養成施設以外の学校等(大) 学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別 支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教 育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定す る要件を入学資格とする各種学校をいう。)で履修 した教科目(別表第1の教養科目の項に掲げる修業 教科目に相当する教科目に限る。)について修得し た単位を、学院の修業教科目の履修により修得した ものとみなすことができる。

(入学資格)

- 第10条 学院に入学することができる者は、次の各号 第10条 学院に入学することができる者は、次の各号 のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 学校教育法第90条第1項に規定する者
 - (2) 略

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条の2 略

学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別 支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教 育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定す る要件を入学資格とする各種学校をいう。)で履修 した教科目(別表第1の教養科目の項に掲げる修業 教科目に相当する教科目に限る。)について修得し た単位を、学院の修業教科目の履修により修得した ものとみなすことができる。

(入学資格)

- のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第 1項の規定に該当する者
 - (2) 略

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第4条 看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の|第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 大学院の修士課程 看護に関する専門知識を 修得させることを目的とした学校教育法(昭和22 年法律第26号)第97条に規定する大学院(同法第 99条第2項に規定する専門職大学院を除く。以下 同じ。)の修士課程(これと同等以上であると知 事が認める外国の大学の課程を含む。)をいう。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当|第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当 するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予する ことができる。

(定義)

意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 大学院の修士課程 看護に関する専門知識を 修得させることを目的とした学校教育法(昭和22 年法律第26号)第62条に規定する大学院(同法第 65条第2項に規定する専門職大学院を除く。以下 同じ。)の修士課程(これと同等以上であると知 事が認める外国の大学の課程を含む。)をいう。

(返還の債務の履行猶予)

するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予する ことができる。

- (1) 略
- (2) 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の博士課程(学校教育法<u>第97条</u>に規定する大学院の博士課程又はこれと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程をいう。)に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の博士課程に在学しているとき。

(3)~(6) 略

- (1) 略
- (2) 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の博士課程(学校教育法<u>第62条</u>に規定する大学院の博士課程又はこれと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程をいう。)に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の博士課程に在学しているとき。

(3)~(6) 略

(看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則(平成19年鳥取県規則第72号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「学校教育法第62条」を「学校教育法第97条」に改める。

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第6条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(入学資格) 第10条 学校に入学することができる者は、学校教育 法(昭和22年法律第26号) <u>第90条第1項に規定する</u> 者とする。	(入学資格) 第10条 学校に入学することができる者は、学校教育 法(昭和22年法律第26号) <u>第56条の規定に該当する</u> 者とする。
別表第 2 (第11条関係) (1) 学校教育法 <u>第90条第 1 項に規定する者</u> であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあっては、その見込みを証明する書類) (2)及び(3) 略	

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第7条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(入学資格)	(入学資格)
第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げ	第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げ
る者とする。	る者とする。

- 26号) 第90条第1項に規定する者
- 上その業務に従事した准看護師又は学校教育法第 90条第1項に規定する者であって准看護師である もの
- (3) 略

別表第2(第11条関係)

1 学校教育法第90条第1項に
<u>規定する者</u> であることを証明
する書類(入学願書の提出期
限までに当該書類を添付する
ことができない者にあって
は、その見込みを証明する書
類)
2 及び 3 略
1 略
2 就業証明書又は学校教育法
<u>第90条第 1 項に規定する者</u> で
あることを証明する書類(入
学願書の提出期限までに当該
書類を添付することができな
い者にあっては、その見込み
を証明する書類)
3 及び 4 略

- (1) 第1看護学科 学校教育法(昭和22年法律第 (1) 第1看護学科 学校教育法(昭和22年法律第 26号) 第56条の規定に該当する者
- (2) 第2看護学科 准看護師免許の取得後3年以 (2) 第2看護学科 准看護師免許の取得後3年以 上その業務に従事した准看護師又は学校教育法第 56条の規定に該当する者であって准看護師である もの
 - (3) 略

別表第2(第11条関係)

第1看護学科	1 学校教育法 <u>第56条の規定に</u>
	<u>該当する者</u> であることを証明
	する書類(入学願書の提出期
	限までに当該書類を添付する
	ことができない者にあって
	は、その見込みを証明する書
	類)
	2 及び 3 略
第2看護学科	1 略
	2 就業証明書又は学校教育法
	第56条の規定に該当する者で
	あることを証明する書類(入
	学願書の提出期限までに当該
	書類を添付することができな
	い者にあっては、その見込み
	を証明する書類)
	3 及び 4 略
略	

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第8条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和57年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(入学資格)	(入学資格)
第10条 学校に入学することができる者は、学校教育	第10条 学校に入学することができる者は、学校教育
法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する	法(昭和22年法律第26号) <u>第56条第1項</u> に規定する
者とする。	者とする。

(調理師法施行細則の一部改正)

第9条 調理師法施行細則(昭和34年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後 改正前 (受験手続) (受験手続) 第2条 法第3条第1項第2号及び第3条の2第1項|第2条 法第3条第1項第2号及び第3条の2第1項 に規定する試験を受けようとする者は、様式第1号 に規定する試験を受けようとする者は、様式第1号 による受験願書に学校教育法(昭和22年法律第26 による受験願書に学校教育法(昭和22年法律第26 号)第57条に規定する者であることを証する書類そ 号)第47条に規定する資格を有することを証する書 の他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し 類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提 なければならない。 出しなければならない。 2 略 2 略 様式第1号(第2条関係) 様式第1号(第2条関係) 略 略 調理師試験受験願書 調理師試験受験願書 職 氏 名 様 名 様 職氏 年 月 \Box 年 月 日 郵便番号 郵便番号 住 所 住 所 出願者 フリガナ 出願者 フリガナ 氏 名 (EII) 氏 名 (EII) 年 月 日生 年 月 日生 電話番号 電話番号 調理師試験を受けたいので、調理師法施行細則第 調理師試験を受けたいので、調理師法施行細則第 2条第1項の規定により出願します。 2条第1項の規定により出願します。 添付書類 添付書類 1 学校教育法第57条に規定する者であることを証 1 学校教育法第47条に規定する資格を有する者で する書類 あることを証する書類 2 及び3 略 2 及び3 略 注 略 注 略

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第10条 鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和62年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
様式第4号(第5条関係)	略	様式第4号(第5条関係)	略
クリーニング師試験受験願書		クリーニング師試験受験願書	

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号 住 所 申請者

フリガナ 氏 名

年 月 日生

電話番号

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニン グ業法施行規則第3条の規定により出願します。

添付書類

1及び2 略

3 学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第57条</u>に規 定する者であることを証する書類 職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号

住 所 申請者 フリガナ

氏 名

年 月 日生

電話番号

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。

添付書類

1及び2 略

3 学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第47条</u>に規 定する者であることを証する書類

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第78号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前 (受験手続) (受験手続) 第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号によ 第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号によ る受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し る受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し なければならない。 なければならない。 (1)及び(2) 略 (1)及び(2) 略 (3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、 (3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、 次に掲げる書類 次に掲げる書類 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に 規定する者であることを証する書類 規定する資格を有することを証する書類 口略 口略 様式第6号(第16条関係) 様式第6号(第16条関係) 略 略 ふぐ処理師試験受験願書 ふぐ処理師試験受験願書 職氏名様 職 氏 名 様 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定

す。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

出願者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

添付書類

1及び2 略

- 3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあっ ては、次に掲げる書類
 - (1) 学校教育法第57条に規定する者であるこ とを証する書類

(2) 略

によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願しま によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願しま す。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

出願者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

添付書類

1及び2 略

- 3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあっ ては、次に掲げる書類
 - (1) 学校教育法第47条に規定する資格を有す ることを証する書類
 - (2) 略

(鳥取県訓練手当支給規則の一部改正)

第12条 鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

(訓練手当の支給対象者)

第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により|第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共 職業訓練」という。)を受けている次の各号のいず れかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応 させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受 けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対 して支給する。

(1)~(3) 略

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に 規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)、同 法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促 進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各 号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する 職業能力開発大学校を新たに卒業した者であっ て、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所 に雇用される旨が約され、その後当該災害により 取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災 害により求職活動が困難となり、卒業後において

(訓練手当の支給対象者)

公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共 職業訓練」という。)を受けている次の各号のいず れかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応 させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受 けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対 して支給する。

改正前

(1)~(3) 略

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に 規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)、同 法第82条の2に規定する専修学校、職業能力開発 促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項 各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定す る職業能力開発大学校を新たに卒業した者であっ て、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所 に雇用される旨が約され、その後当該災害により 取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災 害により求職活動が困難となり、卒業後において 安定した職業に就いていない者(当該取消し又は 撤回後において新たに雇用される旨が約されてい ない者に限る。)

(5)~(16) 略

2 略

安定した職業に就いていない者(当該取消し又は 撤回後において新たに雇用される旨が約されてい ない者に限る。)

(5)~(16) 略

2 略

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第13条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(入学資格)

のとおりとする。

課程	入学資格
養成課程及び	学校教育法(昭和22年法律第26
専門技術課程	号) <u>第90条第1項</u> に規定する者
略	

(使用料の減免)

第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行う 第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行う ことができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国際農業交流館(宿泊室を除く。)の施設を 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条 に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定に より指定された技能教育のための施設若しくは児 童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項 に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団 体であって校長が別に定める基準に該当するもの が、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」 という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の 文化芸術に関する行事(学年(これに相当するも のとして校長が別に定めるものを含む。)単位以 上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又 はこれに類するものを徴収しないことその他の校 長が別に定める要件に該当するものに限る。)の ために利用するとき。

(2)~(5) 略

2 及び3 略

(入学資格)

第10条 養成課程等に入学することができる者は、次 第10条 養成課程等に入学することができる者は、次 のとおりとする。

課程	入学資格
養成課程及び	学校教育法(昭和22年法律第26
専門技術課程	号) <u>第56条第1項</u> に規定する者
略	

(使用料の減免)

ことができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国際農業交流館(宿泊室を除く。)の施設を 学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の 2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の 規定により指定された技能教育のための施設若し くは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条 第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を 行う団体であって校長が別に定める基準に該当す るものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学 生等」という。)が行う公演、学生等の作品の展 示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当 するものとして校長が別に定めるものを含む。) 単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入 場料又はこれに類するものを徴収しないことその 他の校長が別に定める要件に該当するものに限 る。)のために利用するとき。

(2)~(5) 略

2 及び3 略

第14条 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(平成19年鳥取県規則第80号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第90 条第1項」に改める。

(県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正)

第15条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用 第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用 料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使 の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又	減免事由
	は使用料	
略		
鳥取県立	略	
博物館	展示室等使	学校教育法(昭和22年法
	用料	律第26号)第1条に規定す
		る学校、同法 <u>第124条</u> に規定
		する専修学校、同法 <u>第55条</u>
		第1項の規定により指定さ
		れた技能教育のための施設
		若しくは児童福祉法(昭和
		22年法律第164号)第39条第
		1項に規定する保育所又は
		教育に関する活動を行う団
		体であって知事が別に定め
		る基準に該当するもの(以
		下「学校等」という。)
		が、学生等が行う公演、学
		生等の作品の展示等の文化
		芸術に関する行事(学年
		(これに相当するものとし
		て知事が別に定めるものを
		含む。)単位以上の規模で
		行うこと、実費を超える額
		の入場料又はこれに類する
		ものを徴収しないことその

(授業料等及び使用料の減免)

料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使 用料について行うものとし、当該授業料等又は使用 用料について行うものとし、当該授業料等又は使用 料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表 料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表 の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又	減免事由			
	は使用料				
略					
鳥取県立	略				
博物館	展示室等使	学校教育法(昭和22年法			
	用料	律第26号)第1条に規定す			
		る学校、同法 <u>第82条の 2</u> に			
		規定する専修学校、同法 <u>第</u>			
		<u>45条の2第1項</u> の規定によ			
		り指定された技能教育のな			
		めの施設若しくは児童福祉			
		法(昭和22年法律第164号)			
		第39条第1項に規定する例			
		育所又は教育に関する活動			
		を行う団体であって知事だ			
		別に定める基準に該当する			
		もの(以下「学校等」とい			
		う。)が、学生等が行うな			
		演、学生等の作品の展示等			
		の文化芸術に関する行事			
		(学年(これに相当するも			
		のとして知事が別に定める			
		ものを含む。)単位以上の			
		規模で行うこと、実費を起			
		える額の入場料又はこれに			
		類するものを徴収しないこ			

	他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)		とその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用すると
	のために利用すること。		き。)のために利用するとき。
略		略	

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。